

2023年4月24日

全国町村等職員任意生命保険・任意医療保険  
加入団体 ご担当者様

日本生命保険相互会社  
全国町村会保険部

## 新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への入院給付金のお支払い等について

この度の新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

全国町村等職員任意生命保険・任意医療保険の引受保険会社である日本生命保険相互会社は、2023年5月8日以降、2020年4月から実施している入院の特別取扱（以下、「みなし入院」といいます。）を収束いたします。

<今般の見直しの背景等>

2023年1月27日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、政府では、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとなっています。

当該位置づけの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症について、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等が適用されないこととなります。このため、上記のとおり、「みなし入院」による入院給付金等の支払対象の特別取扱を見直すことといたしました。

なお、今般の特別取扱の見直しは、政府による新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」移行時期等の最終確認をもって実施いたします。内容に変更が生じた場合には、改めてご連絡いたします。

### 1. 「みなし入院」による入院給付金等の支払対象について

<対象制度：全国町村等職員任意医療保険【総合医療保険（団体型）】>

5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、「みなし入院」による入院給付金等の支払対象外となります。

<「みなし入院」による入院給付金等の支払対象>

		陽性診断日		
		2022年9月25日 まで	2022年9月26日～ 2023年5月7日	2023年5月8日 以降
医療機関へ入院をされた場合		○ 支払対象		
宿泊施設または 自宅での療養を された場合	重症化リスクの 高い方(※1)	○ 支払対象	○ 支払対象	<u>× 支払対象外</u>
	上記以外の方	○ 支払対象	× 支払対象外	× 支払対象外

※1 発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠中の方」

**2. 新型コロナウイルス感染症罹患者（ご加入者）に対する給付金請求勧奨のご依頼**

<対象制度：全国町村等職員任意医療保険【総合医療保険（団体型）】>

全国町村等職員任意医療保険のご加入者で、まだ入院給付金等を請求されていない方におかれましては、各保険への加入日・新型コロナウイルス感染症の陽性診断日から支払対象となる可能性があります。

ご請求手続きが未済のご加入者様へ請求をご勧奨いただきますようお願いいたします。

また、「MyHER-SYSで取得した画面での療養証明（診断年月日が記載された画面）」をご請求時の必要書類としておりますが、厚生労働省より、MyHER-SYSの療養証明機能について、2023年5月7日までに保健所に発生届出・入力がなされている場合には同年9月末まで利用可能と発表されています。同年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、MyHER-SYSの療養証明機能を利用した早期請求にご協力をお願い申し上げます。

**3. 災害保険金のお支払いについて**

<対象制度：全国町村等職員任意生命保険【団体定期保険】>

「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因としたお支払事由（死亡・高度障がい）に該当した場合、死亡保険金に加えてお支払いしている災害保険金については、5月8日以降も当面支払対象としますが、今後、取扱いを変更する可能性があります。

取扱いを変更する場合は、詳細が決定次第、あらためてご連絡いたします。

【当文書に関するお問合せ先】

日本生命保険相互会社 団体保険支払サービス課 電話番号：0120-302-438（通話料無料） 受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（祝日、12/31～1/3を除く）
--